別記様式第四（第八条関係）

|  |
| --- |
| 制限外積載設備外積載　 　 許可申請書荷台乗車年　　　月　　　日警察署長　殿住　所申請者氏　名　　　　　　　　 |
| 申請者の免許の種類 |  | 免許証番号又は免許情報記録の番号 |  |
| 車両の種類 |  | 番号標に表示 されている番号 |  |
| 車両の諸元 | 長　　　さ | 幅 | 高　　　さ | 最大積載重量 |
| ｍ | ｍ | ｍ | kg |
| 運搬品名 |  |
| 制限を超える大きさ　又は重量 | 長　　　さ | 幅 | 高　　　さ | 重　　　量 |
| ｍ | ｍ | ｍ | kg |
| 制限を超える積載の　方法 | 前 | 後 | 左 | 右 |
| ｍ | ｍ | ｍ | ｍ |
| 設　備　外　積　載　の　場　所 | 荷　台　に　乗　せ　る　人　員 |
|  |  |
| 運転の期間 | 年　　月　　日 から　　　　年　　月　　日 まで |
| 運転経路 | 出　　発　　地 | 経　　由　　地 | 目　　的　　地 |
|  |  |  |
| 通行する道路 |  |
| 　第　　　　 　 号制限外許可証上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。 |
|  | 条　　件 |  |  |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年　　　月　　　日 警察署長　　 |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に兵庫県警察本部交通部交通規制課を経由して兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

　なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。